

五 方 募 法 入 決 定 の	四 發 行 方 法	三 用 振 替 等 法 の 適	二 の 法 律 項 及 び 根 そ 拠	一 發 號 名 稱 及 び 記	○ 平 省 令 國 債 務 省 告 示 第 百 九 十 二 号
争市る参てをび回と入利振の以律社一法会十財回利付 入場も加、し利りい札回替適下へ債項律計四政 札特の者財た回競うへり機用「平、株式等の振替に付 発別にご務後り争」。以を関を受けるも「と 行參よと大に競入に下競争は受け法律第十七号 「加るに臣行争札による利に本銀行の振替に付 と者發応がわ入發行回りし行のう。」と い・行募各れ札「と う第へ限國るの行發行競てとす。」と 。II以度債入募「以下争行する、の規 非下額市札入「以下入わ。」と 価一を場での。格國定特あ決「札れ。」と 競債め別つ定及利「る。」と	争市る参てをび回と入利振の以律社一法会十財回利付 入場も加、し利りい札回替適下へ債項律計四政 札特の者財た回競うへり機用「平、株式等の振替に付 発別にご務後り争」。以を関を受けるも「と 行參よと大に競入に下競争は受け法律第十七号 「加るに臣行争札による利に本銀行の振替に付 と者發応がわ入發行回りし行のう。」と い・行募各れ札「と う第へ限國るの行發行競てとす。」と 。II以度債入募「以下争行する、の規 非下額市札入「以下入わ。」と 価一を場での。格國定特あ決「札れ。」と 競債め別つ定及利「る。」と	争市る参てをび回と入利振の以律社一法会十財回利付 入場も加、し利りい札回替適下へ債項律計四政 札特の者財た回競うへり機用「平、株式等の振替に付 発別にご務後り争」。以を関を受けるも「と 行參よと大に競入に下競争は受け法律第十七号 「加るに臣行争札による利に本銀行の振替に付 と者發応がわ入發行回りし行のう。」と い・行募各れ札「と う第へ限國るの行發行競てとす。」と 。II以度債入募「以下争行する、の規 非下額市札入「以下入わ。」と 価一を場での。格國定特あ決「札れ。」と 競債め別つ定及利「る。」と	争市る参てをび回と入利振の以律社一法会十財回利付 入場も加、し利りい札回替適下へ債項律計四政 札特の者財た回競うへり機用「平、株式等の振替に付 発別にご務後り争」。以を関を受けるも「と 行參よと大に競入に下競争は受け法律第十七号 「加るに臣行争札による利に本銀行の振替に付 と者發応がわ入發行回りし行のう。」と い・行募各れ札「と う第へ限國るの行發行競てとす。」と 。II以度債入募「以下争行する、の規 非下額市札入「以下入わ。」と 価一を場での。格國定特あ決「札れ。」と 競債め別つ定及利「る。」と	争市る参てをび回と入利振の以律社一法会十財回利付 入場も加、し利りい札回替適下へ債項律計四政 札特の者財た回競うへり機用「平、株式等の振替に付 発別にご務後り争」。以を関を受けるも「と 行參よと大に競入に下競争は受け法律第十七号 「加るに臣行争札による利に本銀行の振替に付 と者發応がわ入發行回りし行のう。」と い・行募各れ札「と う第へ限國るの行發行競てとす。」と 。II以度債入募「以下争行する、の規 非下額市札入「以下入わ。」と 価一を場での。格國定特あ決「札れ。」と 競債め別つ定及利「る。」と	争市る参てをび回と入利振の以律社一法会十財回利付 入場も加、し利りい札回替適下へ債項律計四政 札特の者財た回競うへり機用「平、株式等の振替に付 発別にご務後り争」。以を関を受けるも「と 行參よと大に競入に下競争は受け法律第十七号 「加るに臣行争札による利に本銀行の振替に付 と者發応がわ入發行回りし行のう。」と い・行募各れ札「と う第へ限國るの行發行競てとす。」と 。II以度債入募「以下争行する、の規 非下額市札入「以下入わ。」と 価一を場での。格國定特あ決「札れ。」と 競債め別つ定及利「る。」と

七				六			
口	イ	口	イ	口	イ	口	イ
者	特	国	行	争	利	行	争
・	別	債	入	込	行	非	者
第	参	市	札	り	回	特	国
Ⅱ	加	場	發	競	金	行	争
四	万	三	で	た	条	利	利
百	円	千	四	債	別	債	債
六	八	百	四	の	に	九	債
十	百	付	利	に	い	い	債
二	九	一	第	規	に	に	債
億	十	会	別	關	規	る	債
八	九	七	七	億	百	か	債
千	十二	國	國	定	千	み	債
四	十二	項	項	す	百	度	債
百	億	計	計	四	行	債	債
万	八	十	十	はづ	基	市	債
円	百	八	金	債	法	る	債
	十	十	行	の	八	か	債
			額	に	額	み	債
			し	る	三	限	債
			六	五	千	国	債
			付	四	行	當	債
			一	額	十	申	債
			十	た	面	も	債
			八	條	行	申	債
			八	特	利	り	債
			十	五	第	い	債
			金	国	別	ご	債
			行	項	百	と	債
			額	五	債	順	債
			し	五	の	り	債
			六	十	債	次	債
			付	二	付	の	債
			一	三	一	割	債
			会	に	会	低	債
			三	規	三		

十 三	十 二	九	八
	一		
		發	振額最
		の經利	發
		払過	替
		込利	額
		み子率	面
		格	札
		日	格
			金
			發競

(二)

住 よる が を じ 額 よ に 座 も 係
者 り 場 非 発 た に り つ に の る
又 算 合 居 行 金 百 算 い 記 と 所
は 出 に 住 時 額 分 出 て 載 し 得
外 し は 者 に へ の し は 又 て 税
国 た 、 又 お た 二 た 、 は 振 が
法 金 前 は い だ 十 金 前 記 替 源
人 額 記 外 て し ・ 額 記 彙 口 泉
が に (一) 国 取 、 三 か (一) さ 座 徵 そ
適 当 の 法 得 当 一 ら の れ 簿 収 の
用 該 算 人 す 該 五 当 算 る 中 さ 利
を 非 式 で る 国 を 該 式 も の れ 子
受 居 に あ 者 債 乘 金 に の 口 る に

$\frac{1.7}{100 \times 365}$ 発行時において、
額面金額の総額 × 100 × 365

(一) 年 十 額 平 す 額 の 振 五
む 十 式 は 一 四 面 成 る の 記 替 万
も 号 に 、 募 ・ 錢 金 二 。 整 載 法 円
の に よ 払 入 七 額 十 数 又 の
と 規 り 込 決 パ 百 六 倍 は 規
す 定 算 金 定 一 円 年 の 記 定
る す 出 額 の セ に 五 金 錄 に
。 る し に 通 ン つ 月 二 額 は よ
期 た 加 知 ト き 二 に る
日 金 え を 九 十 九 よ 最 振
に 額 、 受 十 九 る 低 替
払 を 次 け 七 日 も 額 口
い 第 の た 円 の 面 座
込 二 算 者 四 と 金 簿

二 十 十 十
十 九 八 七 六

十四

払	者	入	払	元	償	償	後	第
込		札	場	利	還	還	の	二
期		參	所	金	金	期	利	期
日		加	支	額	限		子	以

初期利子

毎年三月二十日及び九月二十一日を支払期とし、各支払期に当て、その日以前六月間に属する利子を支払う。
額面金額百円につき百円
日本銀行
平成十六年三月二十日
財務大臣から通知を受けた者
平成二十六年五月二十九日

ける所得税の税率を乗じた金額)を控除することができる。
平成二十六年九月二十日を支払期とし、次の算式により算出し
た金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるとき
は、その翌営業日に支払う(以て規定する期日について同じ。)。